

東松島市導入促進基本計画

【国同意日】平成30年6月15日

宮城県東松島市

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東日本大震災から7年が経過し、復興・復旧が確実に進んでいるところではあるが、まだまだ地域経済の回復に対する地元の実感は薄く、震災前の経済水準には至っていない状況である。経済センサスによれば、平成21年と平成24年の事業所数を比較すると約600事業所が減少しており、平成28年時点でも震災前の7割程度の事業所数にとどまっている。さらに、再開を果たした事業者についても、その経営実態は、復興支援策があったものの復旧に相当の自己資金を投入していることから、資金繰りには苦慮している状況が依然として続いている。

このような現状を打開し地域経済の活性化につなげるためには、積極的な経営姿勢で発展的に事業を再生・確立していくべきである。例えば、生産設備、施設の復旧遅延により工場の稼働率や取引量の減少がみられる製造事業者においては、産業基盤の早期復旧による販路の回復・拡大が必要である。また、住宅建設の先細りによる施工数減少等が問題となる建設業のように復興特需を受けている業種に関しては、新たな取り組みによる経営基盤の強化など先を見据えた事業展開が必要となってくる。

しかしながら、市内事業者においては、業種にかかわらず、労働力不足や経営者の後継者不足等が常態化している。平成20年と比較すると市内の人口は約3,500人減少しており、特に20歳台から30歳前半層においての減少率が高く、平成22年及び27年の国勢調査によれば、15歳以上の人口は約2,700人減少している。加えて、恒常的な設備不足に直面している事業者も製造業・サービス業等で2割以上おり、新たな事業展開へつなげるための人的資源及び物的資源が不十分な状況にある。特に、市内事業者の約9割を占める小規模事業者についてはそれらがより顕著な問題となっている。

このような現状を放置することは地域経済の弱体化に直接影響を及ぼすものであり、回復困難な産業の衰退を招くことになり兼ねない。これを回避する目的として、設備投資により生産性を向上させることで、労働力不足を解消するとともに、魅力あるビジネスモデルを確立し円滑な事業承継を実現していくことは産業の復興を推進するにあたり喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、東松島市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、宮城県の復興モデル市として更に経済発展し

ていくことが期待される。

これを実現するための目標として、平成28年経済センサスによる市内事業所数1,192事業所の3%を基準とし、計画期間中に35件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東松島市においては、工業団地における工場立地を中心とした製造業や住宅建設により復興を担ってきた建設業などの第2次産業と、日本三景の一角を占める奥松島や航空自衛隊松島基地「ブルーインパルス」を地域資源とした小売業やサービス業などの第3次産業が地域経済の根幹を支えている。一方で、地元の名産である海苔や牡蠣の養殖などの水産業や経営強化のために法人化が進む農業などの第1次産業も盛んであり、特色を活かした地域の復興には不可欠な存在となっている。これらの多様な産業において、生産性を向上させ経営基盤の強化を図るために必要な設備は事業者によって多岐にわたり、それらの導入を促進することは必要な施策である。

したがって、多種多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

東松島市では、小売業者はJR仙石線沿線上の駅周辺や国道45号線を中心に、観光資源を活用した宿泊・サービス業は奥松島エリアを中心に、製造工場等は3つの工業団地を中心に域内に広く立地しており、様々な産業が広域にわたり点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

東松島市の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が東松島市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT

導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定においては、以下の事項に配慮するものとする。

- ・ 人員削減を目的とした取組を含む計画については認定の対象としない等、雇用の安全を確保すること
- ・ 市税を滞納している者については認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性を維持すること
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に資するものとする